

目 次

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定	75
2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み	75
3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み	78
4 地域支援事業の見込み	79
5 特別給付等	81

第2章 介護保険料について

1 介護保険料の設定	82
2 介護保険料の算定	83
3 介護保険料の将来推計	85

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

1 介護保険制度への理解と啓発の促進	86
2 介護保険サービスの量的確保	86
3 地域支援事業の確保	86
4 適正な介護認定の推進	86
5 保険者機能の強化	86
6 介護給付の適正化	87
7 低所得者の負担軽減対策の実施	90

第3部 介護保険事業計画

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定

滝川市における日常生活圏域は、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けることができるよう、サービスの充実に努めます。

2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

人口と第1号被保険者数の推計や、過去の要支援・要介護認定率を基に推計した要支援・要介護認定者数を踏まえ、2024年度（令和6年度）以降のサービス利用量を次のように見込みました。

推計方法

- ①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。

※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護です。

- ②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、要支援・要介護認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。

サービス別利用者数 ＝（推計認定者数－施設・居住系サービス利用者）×サービス別利用率

- ③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。

・介護療養型医療施設は2023年度（令和5年度）末までが転換期限となり、新たなサービスとして介護医療院が創設されますが、近隣自治体の施設は介護医療院へ転換しなかったことから、介護医療院の給付費を減で見込みました。

- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、介護医療院は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。

- ⑤特定施設入居者生活介護は、現在指定を受けている既存養護老人ホームの一部10室、同じく既存軽費老人ホーム（ケアハウス）の一部10室が、特定施設入居者生活介護への転換見込であることから、北海道からの第9期介護保険事業計画に係る特定施設等の整備計画により、必要数を見込んで算出しています。

(1) 利用者数

(単位：人)

介護給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅介護サービス	16,583	16,773	16,847	16,632	17,076	17,748	18,060
訪問介護	2,046	2,150	2,076	1,992	2,016	2,064	2,124
訪問入浴介護	140	177	145	144	144	156	156
訪問看護	1,039	1,139	1,141	1,164	1,212	1,224	1,224
訪問リハビリテーション	486	504	553	648	648	648	672
居宅療養管理指導	1,178	1,184	1,185	948	960	996	1,008
通所介護	3,716	3,499	3,441	3,384	3,420	3,492	3,576
通所リハビリテーション	854	803	926	912	924	936	948
短期入所生活介護	331	274	287	276	276	300	288
短期入所療養介護	96	83	110	216	216	216	216
特定施設入居者生活介護	1,601	1,647	1,486	1,644	1,872	2,148	2,184
福祉用具貸与	4,994	5,222	5,389	5,148	5,232	5,400	5,508
特定福祉用具販売	102	91	108	156	156	168	156
(2) 地域密着型介護サービス	2,834	3,107	3,090	3,240	3,288	3,336	3,468
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	89	105	119	132	132	132	132
地域密着型通所介護	427	526	573	624	624	636	648
認知症対応型通所介護	49	50	35	24	24	24	24
小規模多機能型居宅介護	897	957	957	984	1,008	1,032	1,092
認知症対応型共同生活介護	1,372	1,469	1,406	1,476	1,500	1,512	1,572
(3) 住宅改修	82	71	97	108	108	120	120
(4) 居宅介護支援	7,438	7,614	7,370	7,152	7,284	7,536	7,704
(5) 施設サービス	4,853	4,620	4,544	4,752	4,980	5,184	5,244
介護老人福祉施設	2,967	2,869	2,806	2,916	3,048	3,204	3,240
介護老人保健施設	1,752	1,716	1,705	1,776	1,812	1,860	1,872
介護療養型医療施設	114	12	12				
介護医療院	20	23	21	60	120	120	132

(単位：人)

予防給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス	4,990	4,877	5,105	5,400	5,412	5,472	5,640
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	232	207	254	312	312	324	324
介護予防訪問リハビリテーション	232	182	205	204	204	204	228
介護予防居宅療養管理指導	165	136	133	120	120	120	120
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	537	550	586	636	636	636	648
介護予防短期入所生活介護	17	25	10	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	1	2	1	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	438	410	458	480	492	492	504
介護予防福祉用具貸与	3,303	3,319	3,410	3,576	3,576	3,624	3,744
特定介護予防福祉用具販売	64	46	48	60	60	60	60
(2) 地域密着型介護予防サービス	142	130	134	156	168	168	168
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	116	126	134	156	168	168	168
介護予防認知症対応型共同生活介護	26	4	0	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	97	67	83	108	108	108	120
(4) 介護予防支援	3,799	3,764	3,912	4,044	4,116	4,176	4,320

(2) 提供量

介護給付	実績			推計				単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	
(1) 居宅介護サービス	96,357	91,868	91,121	96,772	97,761	100,490	101,490	
訪問介護	31,603	31,356	28,683	31,133	31,364	31,700	31,762	回
訪問入浴介護	798	995	822	914	914	988	988	回
訪問看護	9,203	9,024	9,270	9,626	9,463	10,237	10,230	回
訪問リハビリテーション	5,699	5,563	6,120	7,004	7,048	7,048	7,290	回
居宅療養管理指導	1,178	1,184	1,185	948	960	996	1,008	人
通所介護	30,727	27,801	28,209	28,172	28,654	29,239	29,972	回
通所リハビリテーション	6,516	5,752	6,738	6,986	7,057	7,160	7,225	回
短期入所生活介護	3,273	2,785	2,562	3,863	3,863	4,228	3,989	日
短期入所療養介護	663	448	549	1,178	1,178	1,178	1,178	日
特定施設入居者生活介護	1,601	1,647	1,486	1,644	1,872	2,148	2,184	人
福祉用具貸与	4,994	5,222	5,389	5,148	5,232	5,400	5,508	人
特定福祉用具販売	102	91	108	156	156	168	156	人
(2) 地域密着型介護サービス	5,206	5,712	5,818	6,060	6,108	6,242	6,462	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	89	105	119	132	132	132	132	人
地域密着型通所介護	2,460	2,824	3,180	3,356	3,356	3,454	3,554	回
認知症対応型通所介護	388	357	156	112	112	112	112	回
小規模多機能型居宅介護	897	957	957	984	1,008	1,032	1,092	人
認知症対応型共同生活介護	1,372	1,469	1,406	1,476	1,500	1,512	1,572	人
(3) 住宅改修	82	71	97	108	108	120	120	人
(4) 居宅介護支援	7,438	7,614	7,370	7,152	7,284	7,536	7,704	人
(5) 施設サービス	4,853	4,620	4,544	4,752	4,980	5,184	5,244	
介護老人福祉施設	2,967	2,869	2,806	2,916	3,048	3,204	3,240	人
介護老人保健施設	1,752	1,716	1,705	1,776	1,812	1,860	1,872	人
介護療養型医療施設	114	12	12					人
介護医療院	20	23	21	60	120	120	132	人

予防給付	実績			推計				単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	
(1) 介護予防サービス	8,468	7,656	8,406	9,059	9,071	9,152	9,560	
介護予防訪問介護								
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	0	0	0	回
介護予防訪問看護	1,425	1,162	1,464	1,649	1,649	1,682	1,682	回
介護予防訪問リハビリテーション	2,404	1,853	2,238	2,449	2,449	2,449	2,713	回
介護予防居宅療養管理指導	165	136	133	120	120	120	120	人
介護予防通所介護								
介護予防通所リハビリテーション	537	550	586	636	636	636	648	人
介護予防短期入所生活介護	129	173	24	89	89	89	89	日
介護予防短期入所療養介護	2	7	45	0	0	0	0	日
介護予防特定施設入居者生活介護	438	410	458	480	492	492	504	人
介護予防福祉用具貸与	3,303	3,319	3,410	3,576	3,576	3,624	3,744	人
特定介護予防福祉用具販売	64	46	48	60	60	60	60	人
(2) 地域密着型介護予防サービス	142	130	134	156	168	168	168	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	回
介護予防小規模多機能型居宅介護	116	126	134	156	168	168	168	人
介護予防認知症対応型共同生活介護	26	4	0	0	0	0	0	人
(3) 介護予防住宅改修	97	67	83	108	108	108	120	人
(4) 介護予防支援	3,799	3,764	3,912	4,044	4,116	4,176	4,320	人

3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み

介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、2024年度（令和6年度）以降における介護保険給付費を次のように見込みました。

推計方法

介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービスには1か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。

（単位：千円）

介護給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅介護サービス	819,947	805,772	788,645	884,240	947,141	1,022,949	1,028,727
訪問介護	92,391	93,304	90,379	98,298	99,204	99,717	100,158
訪問入浴介護	9,707	12,180	10,267	11,412	11,427	12,341	12,341
訪問看護	35,660	37,977	40,248	42,055	42,411	44,612	44,576
訪問リハビリテーション	16,659	16,342	17,841	20,772	20,890	20,890	21,616
居宅療養管理指導	8,550	8,911	9,247	9,808	9,933	10,297	10,470
通所介護	216,212	196,827	194,721	202,723	206,858	210,520	214,968
通所リハビリテーション	55,685	49,667	59,162	62,029	63,282	63,312	63,813
短期入所生活介護	26,035	21,292	18,992	29,936	29,974	33,189	30,924
短期入所療養介護	6,862	4,719	6,263	11,835	11,850	11,850	11,850
特定施設入居者生活介護	296,161	304,246	280,782	331,792	386,747	448,998	450,872
福祉用具貸与	52,668	57,063	56,986	58,139	59,124	61,426	61,698
特定福祉用具販売	3,357	3,244	3,757	5,441	5,441	5,797	5,441
(2) 地域密着型介護サービス	545,030	581,243	576,256	614,033	625,708	633,064	661,024
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,127	14,528	16,546	21,413	21,440	21,440	20,520
地域密着型通所介護	13,743	14,782	17,078	17,656	17,678	18,118	18,496
認知症対応型通所介護	4,637	4,289	2,509	1,454	1,456	1,456	1,456
小規模多機能型居宅介護	162,745	173,092	171,728	183,537	188,192	192,488	205,195
認知症対応型共同生活介護	351,778	374,552	368,395	389,973	396,942	399,562	415,357
(3) 住宅改修	5,428	4,191	6,487	7,449	7,449	7,953	7,953
(4) 居宅介護支援	107,078	109,413	104,235	105,474	107,719	111,666	113,751
(5) 施設サービス	1,253,253	1,167,035	1,174,308	1,246,205	1,369,518	1,427,608	1,441,299
介護老人福祉施設	754,873	718,021	722,836	758,706	797,122	841,389	844,871
介護老人保健施設	449,679	437,897	441,490	469,733	480,694	494,517	494,984
介護療養型医療施設	41,507	4,291	4,399				
介護医療院	7,194	6,826	5,583	17,766	91,702	91,702	101,444
合 計	2,730,736	2,667,654	2,649,931	2,857,401	3,057,535	3,203,240	3,252,754

(単位：千円)

予防給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス	90,106	85,872	94,793	103,183	103,979	104,369	107,412
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	10	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,675	4,508	6,586	7,194	7,203	7,360	7,360
介護予防訪問リハビリテーション	6,879	5,144	6,290	6,885	6,894	6,894	7,631
介護予防居宅療養管理指導	1,317	966	1,052	1,099	1,101	1,101	1,101
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	18,748	19,728	21,564	24,148	24,179	24,179	24,680
介護予防短期入所生活介護	795	1,024	417	544	545	545	545
介護予防短期入所療養介護	12	61	51	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	37,055	35,507	40,115	43,587	44,349	44,349	45,536
介護予防福祉用具貸与	17,793	17,597	17,347	18,072	18,054	18,287	18,905
特定介護予防福祉用具販売	1,822	1,337	1,371	1,654	1,654	1,654	1,654
(2) 地域密着型介護予防サービス	13,393	9,563	9,604	11,885	12,513	12,513	12,513
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,723	8,624	9,604	11,885	12,513	12,513	12,513
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,670	939	0	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	5,794	4,364	5,194	6,706	6,706	6,706	7,493
(4) 介護予防支援	16,964	16,855	17,311	18,396	18,747	19,021	19,676
合 計	126,257	116,654	126,902	140,170	141,945	142,609	147,094

4 地域支援事業の見込み

(1) 第9期計画で見込む地域支援事業の内容

「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に創設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

第8期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第9期計画においても継続実施します。

事業名	
介護予防・日常生活支援総合事業	滝川市訪問介護相当サービス
	滝川市通所介護相当サービス
	滝川市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
	介護予防ケアマネジメント
	介護予防把握事業
	介護予防講座
	高齢者運動推進事業
	料理作りのつどい・地域料理教室
	高齢者口腔ケア教室

	老人クラブ巡回相談
	ますますげんき教室
	地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業
	いきいき百歳体操サポーター養成講座
	支えあい・いきいきポイント事業
	生きがいと健康づくり事業
	介護予防サロン事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント
	総合相談・支援
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
	権利擁護・虐待防止事業
	地域ケア会議（個別会議・自立支援サポート会議）
	在宅医療・介護連携推進事業
	認知症施策
	生活支援体制整備事業
任意事業	独居老人友愛訪問サービス事業
	食の自立支援事業（配食サービス）
	老人特定目的住宅安否確認事業
	はいかい高齢者等位置探索システム助成事業
	介護者サロン
	成年後見制度利用支援
	認知症サポーター養成事業
	住宅改修理由書作成助成事業
	介護給付費適正化事業
	ケアプラン点検

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。

①介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の見込額は、事業開始年度の2014年度（平成26年度）における介護予防サービス費と介護予防事業費の総額に75歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じ、当該年度の介護予防給付費を控除して算定しました。

②包括的支援事業・任意事業

- ・従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の事業費の見込額は、2023年度（令和5年度）における原則上限額に65歳以上人口の伸び率を乗じて算定しました。

- ・新たに包括的支援事業に位置付けられた地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、生活支援体制整備事業の事業費の見込額は、国の定める上限額の範囲内で計上しました。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	331,606	328,339	328,648
介護予防・日常生活支援総合事業	218,685	218,291	218,991
滝川市訪問介護相当サービス	34,618	34,651	34,762
滝川市通所介護相当サービス	95,270	95,361	95,666
訪問型サービスC	3,561	3,564	3,575
介護予防ケアマネジメント	11,152	11,163	11,198
その他事業費	74,084	73,552	73,790
包括的支援事業・任意事業	112,921	110,048	109,657

5 特別給付等

市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第9期計画期間においても継続実施します。

- 自立支援用具購入費等給付事業
- 一時帰宅支援費給付事業
- リフト付きタクシー等利用料助成事業
- 成年後見制度利用支援事業

また、これまで地域支援事業で実施してきた家族介護用品支給事業については、第9期計画から保健福祉事業に変更して継続実施します。

第2章 介護保険料について

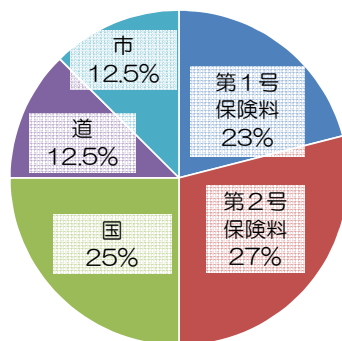
1 介護保険料の設定

介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を定めます。

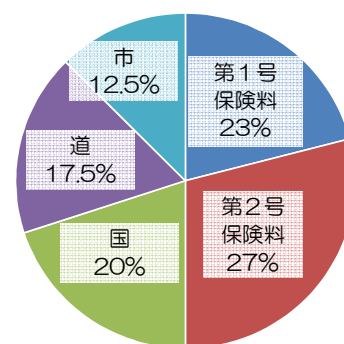
介護給付費等の費用負担は、次の図のとおり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。

第9期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、23%と定められています。

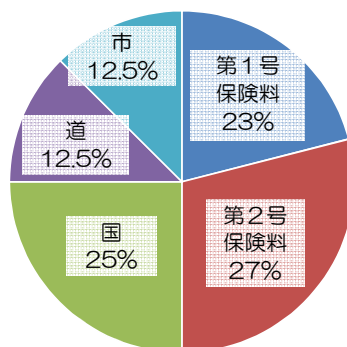
介護給付費（居宅サービス）



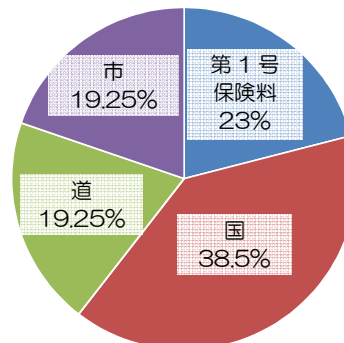
介護給付費（施設サービス等）



地域支援事業
（介護予防・日常生活支援総合事業）



地域支援事業
（包括的支援事業・任意事業）



2 介護保険料の算定

(1) 介護保険料収納必要額の算定

第9期計画における介護保険事業の標準給付見込額及び地域支援事業費は、前章の介護保険事業等の見込みを踏まえ、下表のとおり約112億円と見込まれます。

第1号被保険者の介護保険料の算定の基礎となる介護保険料収納必要額は、介護給付費準備基金の取崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図り、約22億円と見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付見込額①	3,207,528	3,413,386	3,564,517	10,185,431
総給付費	2,997,571	3,199,480	3,345,849	9,542,900
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	100,805	102,973	105,586	309,364
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	85,829	87,191	88,830	261,850
高額医療合算介護サービス給付費	20,910	21,285	21,738	63,933
審査支払手数料	2,413	2,457	2,514	7,384
地域支援事業費②	331,606	328,339	328,648	988,593
介護予防・日常生活支援総合事業費②'	218,685	218,291	218,991	655,967
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	71,649	69,860	69,469	210,978
包括的支援事業（社会保障充実分）	41,272	40,188	40,188	121,648
計（①+②）③	3,539,134	3,741,725	3,893,165	11,174,024
第1号被保険者負担分相当額（③×23%）④	814,001	860,597	895,428	2,570,026
調整交付金相当額（（①+②'）×5%）⑤	171,311	181,584	189,175	542,070
調整交付金見込交付割合⑥	7.53%	7.62%	7.69%	
調整交付金見込額（（①+②'）×⑥）⑥'	257,994	276,734	290,952	825,680
介護給付費準備基金取崩し額⑦ （全所得段階に効果が生じる介護保険料基準額の軽減分）				130,000
市町村特別給付費等⑧	5,093	6,000	6,000	17,093
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額⑨				16,000
介護保険料収納必要額（④+⑤-⑥' -⑦+⑧-⑨）				2,157,509

(2) 介護保険料基準額の算定

介護保険料収納必要額を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、次のとおり算定されます。

介護保険料基準額（月額）

4,850円

なお、介護保険料基準額（月額）は次のように求められます。

介護保険料基準額＝介護保険料収納必要額÷予定介護保険料収納率（98.5%）

÷被保険者数（所得段階別負担割合で補正後の3か年合計）÷12か月

(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ります。

保険料段階	第8期介護保険料 (令和3年度～令和5年度)				保険料段階	第9期介護保険料 (令和6年度～令和8年度)		
	段階設定基準	年額（円）	基準額に対する割合			段階設定基準	年額（円）	基準額に対する割合
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金、市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	19,040	0.30		第1段階	同左	16,580	0.285
第2段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	31,740	0.50		第2段階	同左	28,220	0.485
第3段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入＋合計所得金額が120万円を超える	44,430	0.70		第3段階	同左	39,860	0.685
第4段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	57,130	0.90		第4段階	同左	52,380	0.90
第5段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	63,480	基準額		第5段階	同左	58,200	基準額
第6段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円未満	76,170	1.20		第6段階	同左	69,840	1.20
第7段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上210万円未満	82,520	1.30		第7段階	同左	75,660	1.30
第8段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が210万円以上320万円未満	95,220	1.50		第8段階	同左	87,300	1.50
第9段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が320万円以上	107,910	1.70		第9段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が320万円以上420万円未満	98,940	1.70
					第10段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が420万円以上520万円未満	110,580	1.90
					第11段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が520万円以上620万円未満	122,220	2.10
					第12段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が620万円以上720万円未満	133,860	2.30
					第13段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が720万円以上	139,680	2.40

3 介護保険料の将来推計

第9期計画の人口推計、要支援・要介護認定者数の推計、介護保険事業の標準給付見込額などを基に令和12年度の推計を行うと、次のような状況が見込まれます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進による介護予防の一層の推進や、「介護給付の適正化」による保険給付の点検などの取組により、介護保険料の上昇の抑制に努めていきます。

			第9期 (令和6年度)	推 計 →	第11期 (令和12年度)
人 口			36,990人		35,073人
第1号被保険者数			13,488人		13,390人
65～74歳			5,721人		4,828人
75～84歳			5,039人		5,493人
85歳以上			2,728人		3,069人
要介護認定者数			2,466人		2,647人
年度給付費 (地域支援事業費含む)			3,539,134千円		3,959,762千円
介護保険料 (基準額)	月額		4,850円		5,743円
	年額		58,200円		68,910円

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、次のとおり介護保険事業を推進していきます。

1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、介護保険料等について、広報・市公式ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることができるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的な情報発信に努めます。

2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上を図ります。

3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。

6 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。

(1) 要介護認定の適正化

【事業概要】

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。

○実施状況

【実績】

令和2年度	新規申請件数 540 件	更新申請件数 908 件	変更申請件数 190 件	事後点検件数 1,638 件 100% (全数)
令和3年度	新規申請件数 604 件	更新申請件数 1,233 件	変更申請件数 243 件	事後点検件数 2,080 件 100% (全数)
令和4年度	新規申請件数 627 件	更新申請件数 1,283 件	変更申請件数 243 件	事後点検件数 2,153 件 100% (全数)
令和5年度	新規申請件数 698 件	更新申請件数 982 件	変更申請件数 248 件	事後点検件数 1,928 件 100% (全数)

【目標】

目標値の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

【計 画】

介護認定の申請件数については新型コロナウイルス感染症の影響等で令和2年度は減少しましたが、その後は増加傾向となっています。今後については、高齢者数の増加等に伴う申請件数の増加や、認定有効期間中の心身の状態の変化に伴う変更申請件数の増加が見込まれます。このような状況の中、認定調査票の全件点検の実施、研修等による認定調査員の資質向上に努め、要介護認定調査の平準化を図るなど、要介護認定審査を適正に行っていきます。

(2) ケアプランの点検

【事業概要】

介護支援専門員が作成するケアプランが、マネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。

○実施状況

【実績】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
点検及び面談	8 件	10 件	10 件	14 件

【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
点検及び面談	12 件	12 件	12 件

【計 画】

2020 年度（令和 2 年度）からケアプランに関する専門家へケアプラン点検を委託しており、介護支援専門員は計画期間に 1 回以上ケアプラン点検を受ける仕組みを設けることで、継続的にケアプランの質の向上を図ります。

（3）住宅改修・福祉用具購入の点検

【事業概要】

住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査による確認を行っています。

福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。

○実施状況

【実績】

令和 2 年度	住宅改修 全件数 141 件、書面による事前点検 141 件、事後点検 141 件 訪問による事前点検 137 件、事後点検 72 件 福祉用具 全件数 161 件、理由書確認件数 161 件
令和 3 年度	住宅改修 全件数 179 件、書面による事前点検 179 件、事後点検 179 件 訪問による事前点検 178 件、事後点検 100 件 福祉用具 全件数 166 件、理由書確認件数 166 件
令和 4 年度	住宅改修 全件数 138 件、書面による事前点検 138 件、事後点検 138 件 訪問による事前点検 133 件、事後点検 47 件 福祉用具 全件数 134 件、理由書確認件数 134 件
令和 5 年度	住宅改修 全件数 186 件、書面による事前点検 186 件、事後点検 186 件 訪問による事前点検 184 件、事後点検 50 件 福祉用具 全件数 168 件、理由書確認件数 168 件

【目標】

目標値の内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住宅改修点検	100%	100%	100%
福祉用具購入点検	100%	100%	100%

【計 画】

住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。

福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。

(4) 介護給付費通知

【事業概要】

介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。

○実施状況

【目標】

目標値の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費通知発送回数	1回	1回	1回

【計 画】

利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。

また、国の制度改正により令和6年度からは介護給付費通知は任意事業となったことに伴い、今計画中に事業継続について検討します。

(5) 縦覧点検・医療情報突合

【事業概要】

縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。

医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。

○実施状況

【実績】

	縦覧点検による返還金	医療情報突合による返還金
令和2年度	95,769 円	71,739 円
令和3年度	100,609 円	11,700 円
令和4年度	135,628 円	25,236 円
令和5年度	未定	未定

【計 画】

縦覧点検及び医療情報突合について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。

7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、介護保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- ・介護給付費準備基金の取崩しにより、全所得段階の第 1 号被保険者に係る介護保険料の上昇を抑制します。
- ・2019 年度（令和元度）からの消費税の引上げに伴い、所得段階が第 1 段階から第 3 段階の第 1 号被保険者に拡大した低所得者保険料軽減を継続して実施します。
- ・介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。
- ・社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。